

農業委員会だより



農業委員会活動のお知らせ

会長 宮田 哲 二



大町市は農業従事者の高齢化などにより、耕作放棄地が広がっています。さらに農業所得の長期低迷やTPP交渉問題など農業は大きな転換期を迎えています。

また、昨年は、突風、竜巻、霜今年は二月の大雪などで、各地に大きな被害が発生し、当市でも農業用ハウスがつぶれるなどの被害がありました。

こうした異常気象は、地球温暖化が原因といわれていますが、今後の社会生活や天候に左右される農業への影響が憂慮されています。

こうした中、政府は昨年暮れに「減反制度の廃止」を掲げ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を作成しました。このプランには4つの改革が掲げられています。

水田フル活用と米政策の見直し、経営所得安定対策の見直し、農地集積などを進めるための「農地中間管理機構」の創設、農業・農村の持つ多面的機能を保全するための「日本型直接支払制度」創設と当市にも大きな影響を与えるものとなっています。

いま、農業委員会は、地域農業を振興するための活動や農地法に基づき申請された農地の売買、貸借をはじめ農地転用・農地有効活用の調整などの審議を毎月末に行っていますが、変化の続く農業政策に対応し、元気が出る農業経営を確立することが喫緊の課題となっています。

このため、農業委員会では今までの各種情報に加え、委員会の活動や地域の課題解決への協力お願いなどを内容とする「農業委員会だより」を発行することになりました。皆さまのご協力をお願い申し上げます。

農地部会と農業振興部会

大町市農業委員会は二つの部会で構成されています

農地法に基づく審議を中心に

農地部会長 金原 昭和



農地部会は、農業委員29名のうち16名で構成しています。

部会では、農地法第3条による権利移転の許可、4条、5条による転用申請受付など

農業者のための情報を

農振部会長 伊藤 宏昭



農業振興部会は、13名で構成しています。

部会での主な取り組みは、次の通りです。

の法定業務を中心に活動しています。

農地法第3条による権利移転では、農地の権利を取得するときの条件として、下限面積を定めています。この面積が地域の現況に合ったものとなるように検討するのにも農地部会の仕事です。

また、昨年からは「人・農地プラン」の作成に当たっては、農地の情報を提供するとともに各地区担当の委員が協力して農地の利用調整を進めています。

作業標準料金の情報提供

算定の考え方は、前年度経済動向、本年度の見通し、農作物価指数、長野県最低賃金、地域との兼ね合いなどを考慮しています。

2. 農地賃借料金の情報提供

大町市各地域の賃借料全データを集約し、地区ごとの平均料金、最高料金、最低料金などをお知らせします。

3. 地域農業の振興に向けた

視察研修および事業の支援
昨年度は、遊休農地への推

これまで8地区がプランを作成していますが、さら多くの地区で作成できるように活動していきたいと思っています。

ここで提供している情報は、農地台帳に基づくものですが、農地の現況を把握するために、8月と10月の年2回、地区ごとに農地パトロールを行い、ここで得た情報に基づいて、耕作放棄地の解消に努めています。

今後は、農地の集積を進めるため、地図情報の提供ができる体制を整えていきます。

奨作物を研究するため、ぶどう、栗の栽培から販売までの勉強会と視察研修を行いました。

4. 農業者年金の加入促進活動と全国農業新聞の普及活動

農業者年金は、安心で豊かな老後のため、加入を推進しています。

全国農業新聞は、農業政策、農業者の声など農業経営に必要な情報の入手方法としてお勧めしています。

農地取得の下限面積

農地の売買など、権利を移転する場合には農業委員会の許可が必要です。

農地の売買、貸借などの権利を移転する場合には、農地法の規定により、農業委員会の許可が必要になります。

特に、新たに農地の所有権などの権利を取得する場合には、取得後に耕作することになる農地の面積が一定以上となる必要があります。この面積を下限面積と呼んでいます。一般的には、本州で50アールとされています。しかし、地域内の平均的耕作面積が狭いこと、耕作放棄地が多いことなどの理由があれば、農業委員会が別段の面積を定めてもよいことになっています。この面積を別段面積といい、大町市では、大字ごとに設定されています。

本年度につきましては、農業委員会での審議により、左の表のとおりこれまでの別段面積を変更しないことになりました。農業をやってみたいけれど、はじめから広い農地を耕作するのは不安だという方は、農業委員会へご相談ください。

地区別下限面積表

| 地区名 | 下限面積(a) | 備考 |
|-----|---------|------|
| 常盤 | 50 | 法定面積 |
| 大町 | 30 | 別段面積 |
| 平 | 30 | 〃 |
| 社 | 30 | 〃 |
| 八坂 | 10 | 〃 |
| 美麻 | 10 | 〃 |

農村の未来を描く

『人・農地プラン』

全国的に進められている、「人・農地プラン」。

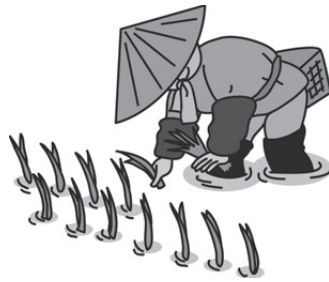
大町市でも、行政・農業委員会・生産農業者・そしてJAなどの協力のもと、各地域ごとに農業従事者の年齢や耕作面積、5年後・10年後における農業経営などについての懇談会の開催に取り組みました。

複数回の細やかな話し合いが行われ、大町、平、常盤、社、美麻地区でそれぞれの地区のニーズに合った「人・農地プラン」が作成されました。

また、まだ作成されていない地区においても、より良いプランを作成するために、各地区担当農業委員が協力して努力しています。

まだまだ始まったばかりの制度です。より良い制度として、利用できるように、また、大町市内の生産農業者のみならず

| 人・農地プラン作成状況 | |
|-------------|----------|
| 地区名 | 計画面積(ha) |
| 北原町 | 30.9 |
| 野口・上原 | 63.2 |
| 高根町・南原町 | 53.4 |
| 大原町 | 113.2 |
| 常盤 | 903.6 |
| 社 | 295.2 |
| 二重 | 18.3 |
| 稲尾 | 10.1 |



が、円滑に農業経営が行えるように、これからも、行政・農業委員会・生産者、そしてJAなども協力の上、参加しやすい、参加してみたい、魅力ある「人・農地プラン」作りをしていきたいと、農業委員全員が思っています。

「参加してみたいが、よく分からない」もし、そのようなことがあれば、地区担当農業委員にご相談下さい。
(社地区委員 鷹巣 夕子)

市長に建議書を提出

大町市農業委員会では、生産調整の廃止をはじめとする

国の政策転換が発表され、農業・農村にも大きな変化が訪れていることから、昨年12月に市長に対して農業政策に関する建議を行いました。建議書では次の7項目について提言しています。

1. 特色ある農業への転換について

稲作の効率化と高品質化を進め、特産となる農作物を育

成することなど

2. 遊休荒廃地と減反政策について

耕作放棄地のうち再生を図るべき農地については、新たに設置される農地中間管理機構に積極的な関与を促しつつ、市独自の対策の充実を求めるなど

3. 補助制度について

軽油引取税の減免措置終了に伴う対応など、地域の農業者が必要としている制度の提案を行っています。

4. 継続的な農業経営のための後継者育成と食農教育の推進

5. 小規模農家、兼業農家について

退職者などを対象とする技術講習会の開催、条件不利地の小規模農業者に対する独自の支援を求めています。

6. 農業委員会の組織・運営強化について

市長部局との連携強化、事務局体制の充実など

7. TPP問題への取り組みについて

国会決議を尊重して、持続的農業生産を確保するよう市から国・県へ働きかけることを要請しています。

おいしく育って
いただきます



十分に日光を浴びて熟したミニトマトは、食べやすく甘味と酸味を含んだ濃厚な味わいが夏を感じさせてくれます。

プランターでも栽培でき、育てやすく、ホームセンターなどでトマト用の土や肥料も売っているので初心者にもお勧めです。

風通しが良く、日当たりの良いところに置いて、実の部分に直接雨などが当たらないようにすると皮が破れず、きれいに収穫できます。



農地を守る

増え続ける遊休荒廃農地への挑戦——

全国的に農業従事者の高齢化と農産物価格の低迷などにより、遊休荒廃農地が増えています。大町市でも、農業委員会が実施している農地パトロールにより、23ヘクタールほどが確認されています。



海ノ口で農地再生事業を実施しました

平北部では、従事者の高齢化・担い手不足・地盤の悪さなどから、15ヘクタールを超える耕作放棄地が発生し、深刻化しています。

海ノ口地区では、東西幹線道路沿いの水田が、5年以上も草刈りもされずに放置されて、カヤ・柳・アシなどの雑木・雑草が生い茂り、荒れ地となっていました。

担当地区の農業委員として、心を痛めてきましたが、遊休荒廃地解消の機運につながるため、農業委員会で耕作放棄地の復旧作業を実施することになり、昨年の4月に2か所計20アールの刈払いと耕運を行って農地を再生することができました。

この活動を無にしてはどのプレッシャーを感じつつ、耕作者を探しましたが、地区内では見つからずやむなく白馬村の認定農業者に、他の農地と合わせて1ヘクタールの耕作をお願いすることになりました。

こうした農地再生の成果と

して、秋には稲・そばの収穫を見届けることができました。

また、担い手の少ない当地区では、荒廃防止のために県外農業法人にも声かけし、2ヘクタールの耕作を依頼しています。

この事業により、さらなる交流が進み、農地を維持することができればと考えていますが、住民との間で発生する諸問題の調整や、農地を農地らしく守る課題に葛藤を感じています。こうした難しさは農業委員の職務につきものの自覚を新たにしながら、今後も耕作放棄地の解消に努めていきたいと思います。

(平地区委員 北澤 要)

復旧困難な農地は非農地とすることも

農地パトロールで確認された遊休農地のほかに、長い間放置され、山林のように木が生い茂って、田や畑に戻すことが難しい農地もあります。このような場合は、農業委員会に申し出て非農用地とすることもできます。

山林化した農地は、市内で

| 地区 | 田 | 畑 | 計 |
|----|---------|--------|---------|
| 大町 | 13,088 | 1,972 | 15,060 |
| 平 | 144,850 | 10,292 | 155,142 |
| 常盤 | 2,342 | 10,725 | 13,067 |
| 社 | 7,356 | 1,284 | 8,640 |
| 八坂 | 2,523 | 1,428 | 3,951 |
| 美麻 | 14,564 | 25,578 | 40,142 |
| 計 | 184,723 | 51,279 | 236,002 |

850ヘクタールを超え、特に美麻地区に多く約490ヘクタールを占めています。

これは転出する際に農地に植林したり、そのまま放置して原野化してしまったりしたことが、原因の一つだと考えられます。美麻以外の地区でも山林に沿ってこのような土地が多くみられます。

市では「人・農地プラン」に基づいて地域の中心経営体を集積する事業を進めていますが、遊休農地の保有者は「経営転換協力金」の交付が受けられないこととなっています。

遊休農地をお持ちの方は、農業委員会にご相談の上、農地への復旧、地目変更などの対応をご検討ください。

(美麻地区委員 小林 稔)

編集後記

6月に入り、田畑は、一層緑が濃くなり、すがすがしい季節となりました。

大町市農業委員会では、今年から農業委員会だよりを発行することになりました。

編集委員会を立ち上げ、打ち合わせを重ねて創刊号を発行することができました。掲載する内容は、農業委員会の活動を中心に見やすく、分かりやすく皆さまにお伝えできるように工夫して、その時々の時にふさわしい話題を提供していきたいと思っています。

今年から国の農業政策が変わり、平成30年には減反政策も廃止されるなど、米を巡る農業情勢は大きく変わろうとしています。今後の動向をしっかりと見守り、変化に立ち後れることなく大町市の農業を皆さまとともに考えていきたいと思っています。

編集委員長 平林 芳樹
副委員長 関口 博文

